

# 昭和村 議会だより



No. 180  
令和7年2月19日発行



## 福は内、鬼は外

昭和小学校で行われた「豆まき集会」の様子です。

### Contents

- 村政を問う ..... 2～8
- 議案審議の内容 ..... 9～10
- 地区要望・議案審議 ..... 11
- 中学生議会傍聴・お知らせ  
..... 12

発行／昭和村議会  
編集／議会だより編集委員会

〒968-0103

福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652

☎0241-57-2198 FAX0241-57-3044

# 村政を問う

令和6年12月定例会  
一般質問  
馬場 栄三 議員



## Q 国道、車両運行の安全性を図れ

**問** 国道400号、401号に野生動物飛び出し注意の喚起標識設置が必要と考えるが、認識を伺う。

**村長** 野生動物の道路への急な飛び出しは、いっどこから飛び出してくるかは予測は難しく、制限速度を遵守し、小まめな夜間のライト調整など、個人が意識を高め安全運転に徹することが最も重要であると考えている。400号及び401号の注意喚起標識設置については、宮下土木事務所を確認したところ、警戒標識の適宜設置を検討したいとの回答を頂いている。

**問** 国道脇が敷になり見通しの悪い箇所道路から3mから4mを、下草、下枝を刈る

必要があると考えるが、村長の考えを伺う。

**村長** 道路管理者である宮下土木事務所から見通しが悪くなる場所での道路敷内を優先的に実施しているとの回答を頂いている。見通しが悪い箇所の下草刈りなどについて、県に対し要望を行う。

**問** 森林環境譲与税の活用は可能か。

**村長** 車両運行の安全性確保を目的とした活用は難しい。

## Q 特定空き家について伺う

**問** 特定空き家認定までのプロセスについて伺う。

**村長** 特定空き家等の認定については、現状調査や、情報提供により、外観の現地調査を実施し、特定空き家等に該当するか判断する。

次に、空き家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、空き家等の所有者等に関する調査を行い、敷地内の立入調査を実施し、結果を基に、専門家の意見を反映しながら昭和村空家等対策協議会に諮り、認定を判断していただく。

**問** 母屋、土蔵、車庫等を自己解体せざるを得ない場合の行政支援を伺う。

**村長** 昭和村空家解体費用補助金制度を設けている。国の支援として、空き家対策総合支援事業も創設されている。

**総務課長** 村は、補助金上限を100万円としている。

**問** 特定空き家の相続権放棄がされている場合や、取壊しに合意されない場合の対処は。

**総務課長** 法定相続人により相続放棄した旨

の申出があった場合、法定相続人全員の相続放棄の事実について確認する。法定相続人全員の相続放棄が確認された場合、相続放棄者へ助言、指導を行う。所有者等を確知できない、正当な理由がなく、除却等の必要な措置を講じない、改善が図られない場合には、略式代執行や行政代執行の妥当性について検討を行う。

**問** 代執行される場合、どのような協議団体に協議され、誰が決定されるのか。

**総務課長** まず初めに村長は空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、特定空き家等の所有者等に対し、必要な措置を取るよう助言または指導を行う。助言または指導を行っても特定空き家等の状態が改善されないと認める場合、相当の猶予期限をつけて、勧告する。

その勧告に係る措置を取らなかつた場合、相当の猶予期限をつけて、勧告に係る措置を取ることを命じる。

期限までに完了する見込みがないときは、特別措置法の規定に基づき、所有者等に代わり解体など必要な措置を講じる。

行政代執行に要した費用については所有者等から徴収する。

また、所有者等の調査をしてもなお、所有者等が確知できない場合は、過失なく所有者等を確認できない所有者不明の空き家と判断し特別措置法の規定に基づき、特定空き家等の解体など必要な措置を講じる。

略式代執行後に所有者等が判明した場合、措置に要した費用は所有者等から徴収する。行政代執行の実施に係る決定権者は村長である。

# 村政を問う

令和6年12月定例会  
一般質問

栗城 徳雄 議員



**Q** ライトトラップ  
による昆虫採集  
を禁止する条例  
制定について

**問** 昨年第4回定例会、今年、第3回定例会の一般質問で、自然豊かな昭和村で昆虫を一網打尽にするおそれのあるライトトラップの禁止等を含めた条例制定を提案したが、村では現在までどのような活動を行ってきたのか、時系列に沿って答弁を求める。

**村長** 条例の制定を検討するに当たり、今年度、保護、保全を行う野生動植物の種類やエリアなどの選定を行うため、村内の昆虫の生態系調査を福島大学、つみただあき塘忠顕教授に委託したところである。

**産業建設課長** 令和6

年度4月初めに、昭和村野生動植物調査事業の委託契約を福島大学共生システム理工学類、塘教授と締結し、4月26日に福島大学において事業内容などの打合せを行い、4月29日から9月5日までの間、博士峠や舟鼻峠、矢ノ原湿原及び村内広域にわたり8回の現地調査を行っている。

9月17日に中間報告を受け、今後の調査に関するスケジュール確認を行い、9月20日、玉川上流域外4か所の調査実施を行っている。10月15日、調査報告書の内容について現段階での塘教授の考えなどを伺い、10月22日、野尻川中流域外2か所の調査を行っている。

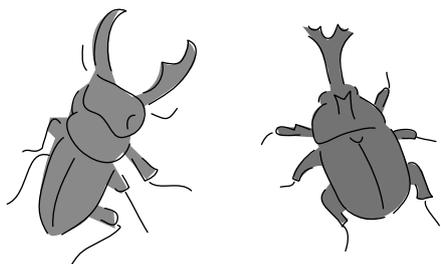
**問** 今年は最近になく多くのライトトラップによる昆虫採集が行われている。博士峠のトンネルを実現する会では、毎年ライトアップによる昆虫採集をご遠慮くださいと書いた看板を6月に設置し、村内の主な場所を毎晩監視していた。その結果、ライトトラップによる昆虫採集等はされていなかったが、看板設置をしていない大芦から舟鼻峠に抜ける村道、また矢ノ原下の橋付近でライトトラップによる昆虫採集が行われてしまった。

**村長** 9月17日の中間報告では、調査ができなかったエリア、あるいは未実施であるトラップ方法など残された課題も多くあると伺っていることから、来年度も引き続き調査を行いたいと考えている。

**問** 昆虫を捕り尽くすことのできるライトトラップ等の禁止条例を、村内全域を対象に一刻も早く制定すべきである。一方、学術研究や森に親しむとの観点からは、興味のある方も参加して採集できるように、村の許可制として森と触れ合えるような内容の条例を制定すれば、交流人口、関係人口の増加につながるのではないかと考える。昭和村の昆虫が捕り尽くされる前に、一刻も

早い条例制定を考えるが、村長に伺う。

**村長** まずは昭和村にどういった貴重な昆虫をはじめとする野生動植物が生息しているのかを明らかにした上で、禁止条例の制定につなげたいと考えている。



# 村政を問う

令和6年12月定例会  
一般質問

羽染 豪 議員



## Q 昭和村の観光事業・イベント等について

400台、計画時点での想定では535台であったため、改めてトンネル開通による効果が現れていると認識している。

**問** 昨年開通した博士バイパスの利用状況について、開通から現在に至るまでの利用状況、利用台数について伺う。

**村長** 博士バイパスの整備により、冬期間の通行止めが解除され、年通行が可能となり、通勤や観光目的などの利用のほか、村民の命を守るための緊急車両の通行など、村にとっては必要不可欠な路線である。

会津若松建設事務所を確認したところ、開通した9月の交通量は900台を超え最高を記録し、開通後の1日の平均台数は約580台、開通前の平均が約

**問** 村の観光施設として喰丸小、道の駅、からむし織の里しようわが挙げられる。道の駅の織姫交流館、からむし工芸博物館、芋麻庵、及び喰丸小の来場者数の多い月と特に少ない月、また各年間を通じた平均を伺う。

**産業建設課長** 織姫交流館は8月、9月が最も多く、ともに5,000人から約7,000人、1月が少なく500人から800人、平均で約4,700人となっており、からむし工芸博物館では、11月が多く約1,000人、1月が少なく約30

人、平均すると約350人となっており、芋麻庵では、10月が多く約3,000人、4月が少なく約1,000人で、平均が約1,600人となっている。

**問** 現在、旧博士峠の管理は村なのか県なのか伺う。

**村長** 10月10日付で県から村に移管され、現在は村道となっているが、県との事務引継ぎが終了していない。会津若松建設事務所からは、今年度中に引継ぎ業務を行いたいとの説明を受けている。災害の際の対応については県と協議を行っていく。

**問** 来年度以降、新たに取り組んでいきたいと思っているイベントがあれば伺いたい。

**村長** 近年の観光イベントの傾向として、インバウンド需要や親子で参加ができる体験型のイベント、グルメなど食に関連した内容が人気になっていると言われている。来年度、喰丸小では引き続き福島県地域創生総合支援事業、サポート事業を活用し、昭和村ガクチカProjectにおいて、「学んで楽しい！近くてうれしい！」のコンセプトに基づき、新たな教科や運動会、給食メニューの提供など、喰丸小らしいイベントの開催を考えている。

来年度の新たなイベントや行事の実施に向けた、今年度の事業内容の検証を十分に行いながら、昭和村観光協会や奥会津昭和村振興公社など関係機関と連携を図り取り組む。

なお、喰丸小学校は交流観光拠点施設ということで整備しており、その中でも、よいやれ屋は住民の方々や、県外からおいでになった方が交流する場面に大変重要な意味を持っているため、これらについては次年度も継続していく。



昭和村ガクチカ「音楽」の様子（喰丸小）

# 村政を問う

令和6年12月定例会  
一般質問  
菅家 篤男 議員



## Q 村道改良事業について

**問** 村道改良事業について、新田富田線、小野川寒金線、小野川分代田線、下中津川柳原線、小野川小峠線、下中津川正法寺線の6路線が計画されている。令和7年度は、事業決定路線測量設計の計画がある。検討調査の中から測量設計を実施されるのか。

**村長** 令和7年度の計画は、利用状況など優先度や緊急性を勘案し、事業化路線の検討を進める。

**問** 各集落から要望が出ている道路改良は集落の活気に貢献する。道路改良計画は振興計画に明記し着実に進めるべきであり、何年間も保留せずに実施すべきと考える。

**村長** 実施に当たっては、地域住民や土地所

有者との合意形成が必要不可欠となる。財源の確保など財政状況を考慮し、実施に慎重に検討を進めたい。

## Q 小・中一貫教育推進事業について

**問** 全世帯に昭和村子ども教育検討委員会の報告書が配布された。現在の小・中学校の校舎を利用するのはなく、保育所、小・中学校と給食センターを一つとする整備計画の大きなメリットについて考えを伺う。

**村長** ハード面では、建築から40年以上が経過し、修繕をしても将来コストの縮減は見られないことから、人口推移を勘案した施設規模に再編することで、将来コストの縮減効果が得られるメリットがある。ソフト面では、施設を一つにすることで、一貫性のある保育と教育活動がきめ細かに実

践され、一人一人に個別最適な学びが可能となり、本村独自の特色ある教育が、村で教育を受けさせたい人の増加にも繋がると思われる。

**問** 現在の小学校は昭和55年竣工。工事費は校舎、体育館、食堂で約4億9,000万円。中学校は昭和60年竣工。工事費は校舎、体育館で約5億円、保育所は昭和56年竣工、工事費は7,700万円。給食センターは昭和47年竣工。工事費は約1,900万円。4施設の建設費は10億8,600万円となっている。建物の標準的な建築価格表では、昭和55年と令和5年の価格差は、鉄筋コンクリート構造も鉄骨鉄筋コンクリート構造で2.4倍、現在に仮換算すれば約26億円となる。整備計画を進めていく時に、財政面で後年負担が少なくなるようにと考える。村長の考えは。

**村長** 当時の建築経費は、独立したものであり、一体化したものと比べると単純に二、何倍という数字は当たらない。

しかし、高額な建設経費が必要となるので、有利な起債、補助金を考えていくが、同時に役場も耐震構造上改築しなければならぬ。総合的に考え、財政面もあるので、今年度中に方向性を、議員皆様に説明をしていきたい。

**問** 令和6年9月定例会で役場庁舎検討事業について質問した。答弁は、県との協議で、野尻川洪水浸水想定区域内であり建設は否となった。区域外に建設候補地を選定することになった。現在はどうなっているのか。

**村長** 野尻川洪水浸水想定区域外の土地に役場庁舎建設候補地の選定を進めている。

## Q 野尻川洪水浸水想定区域について

**問** 野尻川洪水浸水想定区域は令和5年10月17日に指定された。県から事前説明はあったのか。

**村長** 令和5年7月21日に、説明があった。

**問** 事前連絡があったのであれば村民に周知すべきだったと考えられる。村民説明はどのように考えているのか。

**総務課長** 新たに設定された区域は、現在配布のハザードマップには含まれていない。野尻川以外にも、氾濫する可能性がある河川がまだあり、県は令和7年度にこの区域を公表する予定。村全域が公表された際にハザードマップなどを改定し、お知らせする。

# 村政を問う

令和6年12月定例会  
一般質問

栗城 敏郎 議員



Q 一般質問における答弁検証について

移住定住促進空き家利活用事業について

■ 入居者がいない状況が続いている。どのように分析しているのか。

■ 村長 村に居住を希望される方には、まず、松山地区の移住定住促進空き家利活用住宅を案内し、今年度はこれまでに単身者及びご夫婦の方を中心に11組の内見があり、そのうち3組は新規就農希望者であった。内見された方からは、家が大き過ぎることや、除雪などの管理に不安があることとの声があったことから、入居に至らなかったのは昔ながらの間取りで部屋数も多いため、単身者や夫婦のみ世帯のニーズに合わなかったことが要因と思われる。

地域貢献表彰について

■ 令和5年12月、除雪従事者(除雪尽力者)に対する感謝状の贈呈を質した。他町村の事例を参考に検討する旨の答弁であった。その後の経過と対応を伺う。

■ 村長 近隣では西会津町でも道路除雪表彰制度を設けているほか、県においても平成26年度より道路除雪表彰が実施されている。いずれの表彰も長年の除雪業務への労苦と社会貢献に敬意を表し、従事者の除雪業務に対する意欲の向上と、冬期間の地域の安全・安心の確保などを図ることを目的として実施されており、本村においても表彰条例や規則に沿った基準に従い、昭和村表彰審査委員会へ推薦したいと考えている。

昭和村水稲育苗センターにおける播種機の改善について

■ 本年6月、播種機の種もみが均一に播種されない原因の調査と、今後の対応を質した。要因、原因は特定できたのか。

■ 産業建設課長 指摘のあった苗箱任せの状況を育苗プラントにおいて確認した。機械メーカーとの検証では、機器的な不具合ではなく、苗箱任せ使用時に見られるもので、現行機種での対応方法としては、播種時に目視確認して手作業での対応が必要と伺っている。現場で確認した際に、やはり機械上の問題はないとの確認をしている。機械メーカーとの検証を踏まえて、種もみの生育状況などを十分に勘案しながら、播種時の作業を万全に実施していくと伺っている。今年度は、種もみの生育段階において気象

条件が大きな影響を与えたため、来年度は今年度の状況を踏まえて作業に反映していくと伺っている。

Q 振興計画の進捗状況と次期計画策定について

保育及び学校教育環境の整備について

■ 本年3月、昭和村子どもの教育検討委員会から、保育所、小学校、中学校、給食センターが一体とした総合教育施設の必要性の提言を挙げている。これを受け、村長は財政面での検討を進め、それを踏まえて方針を決定するとしているが、結論を伺う。

■ 村長 総合教育施設整備の方針決定は、役場庁舎の総合的な整備計画について最終的な方向性を早急に決定し、今年度中に議会に説明を行う。

■ 新たな取組として行われた自由参観Weekを実施し、子供達や先生の様子や受け止めを伺う。

■ 教育長 普通の授業以外にも、外部講師を招聘した特別授業を企画するなど工夫したところ、小・中合わせて延べ77名が参観された。児童・生徒の感想は、小学校からは、保護者以外の村民も多く参観し、普段より楽しい雰囲気で積極的に授業に取り組めたと聞いている。中学生からは、社会科の地方自治の学習時間に昭和村議会議員が参観し、地方の政治について現職の議員から直接話を聞くことができ、地方自治への興味や関心が高まったと聞いている。教職員からは、保護者以外の村民からも学校に対する様々な意見や感想を伺い、今後の学校経営に生かしたいとの意見を聞いている。

# 村政を問う

令和6年12月定例会  
一般質問

馬場 政之 議員



## Q 空き家、廃屋対策について問う

問 村内に、まだまだ空き家、廃屋が見られる。これは所有者の移転あるいは死亡によるもので、村内に所有者がおられないものと思定できる。中には長年放置され傷みがひどくなり、簡単に建物の内部に入ることができるようになっている建物も見受けられ、不審者の侵入や火災なども心配され、また屋根や壁が朽ちており、強風の日には一部が飛び散るのではないかといった危険な状態にあるものもある。付近の住民も

心配されていると思う。基本的には、個人の財産、所有物であり、所有者に早急に取り壊すなど管理の責任を果たさなければならぬ。行政でも努力されているのも承知しているが、台風の到来時などは現に村民が危険な状況にある。また、景観を重んじた誘客を目指す美しい村として努力している村でもある。小中津川宮原地区における国道に面している建物が大分弱っているのは村長も承知と思う。この建物は特定空き家に認定されているか。

村長 物件については特定空き家に認定されている。

問 所有者と現在まで何らかの意思の交換もあつたのか伺う。

村長 所有者から解体の意思は確認しているが、昨今の急激な物価高騰などの影響等により高額な費用の捻出が困難となったため、解体に着手することが難しいと、回答をいただいている。

問 今後のことをどのようにお考えか伺う。

村長 意見書の提出や意見の聴取等の請求がなく、必要な措置を命じた場合に、その措置を命ぜられた者が措置を履行しないとき、履

行しても十分でないとき、または履行しても期限までに完了する見込みがないときは、空き家対策等の推進に関する特別措置法の規定に基づき、所有者に代わり特定空き家等の解体などの必要な措置を講ずることになる。

## Q 道路上に枝を張り出している立木の危険性について問う

問 織姫交流館の後ろに歩道があり、山から歩道にかぶっている割合太い木がある。危険性があるので、確認し処理していただきたい。

村長 箇所を確認したところ私有林であり、所有者にも現地を確認していただいた。伐採については、傾斜面に根が張られている状況で、斜面に側している遊歩道の幅員も狭いため、専門家による対応が必要となるため、所有者に対応を依頼した。



道の駅「織姫交流館」裏側遊歩道

# 村政を問う

令和6年12月定例会  
一般質問

小林 政一 議員



## Q 文化的価値のあるものについて

**問** 旧名主松山佐々木家の保存の現状はどうなっているのか、残すのか解体するのか。

**教育長** 松山地区の佐々木家住宅の保存の現状については、現在も個人が所有し管理をしており、今後の保存、あるいは解体についてどのような考えであるのか、把握していない。この住宅については、令和5年6月の昭和村文化財保護審議会で文化財的な価値の有無に関する調査を行うことを協議し、建物本体の現状調査と文献調査を委託して行い、令和6年3月の同審議会でも継続案件として協議を続けることとし、令和6年6月には、国の登録有形文化財調査の一環として文化庁の調査官

が調査している。

それぞれの調査結果は、建物は構造躯体をはじめとして全体の傾きや、かなりの破損箇所があり危険な状態であると報告され、また、保存する場合は大規模な修繕・補強工事が必要で、費用は高額になることが見込まれ、修繕や補強を施したとしても、建物が大き過ぎて後年度の管理も大変になるとの意見もいただいた。

以上のことを踏まえて、文化財保護審議会でも協議を継続するとともに、松山地区、所有者の意向なども聞いて今後の在り方を考えていきたい。



松山地区佐々木家住宅

**問** 旧名主の佐々木家より出た画家の佐々木松夕は、今年、生誕302年になり、その作品も散り散りにならないように保存すべきだと思いが如何か。

**教育長** 佐々木松夕の作品に関しまして、作者と作品に詳しい人や文化財保護審議会などのご意見を参考にしながら、今後の在り方を考えていきたい。

## Q 集落の行く末について

**問** 歩く県道である美女峠、吉尾峠の峠道を歩くと、景観がもう少しよかつたらと思う。両方の峠にビューポイントを設置することで交流人口を含め活性化がなされると考えるが如何か。

**村長** 歩く県道事業は、

会津若松建設事務所が主体となり、地元住民や県立川口高等学校の生徒にも協力をいただきながら、8か年計画で実証実験を用いた歩道整備などを実施してきた。来年度も、今年度実施できなかった箇所について整備実施を予定していると伺っている。

今後の事業の在り方については、現在、会津若松建設事務所と関係町村とで協議を行っており、来年3月には地域住民の方との検討会も予定されている。提案のビューポイントの設置については、その協議の場で伝えたいと考えている。

**問** 田んぼや農道、生活道路を含めた草刈り作業が支障を来している。これが日本の美しい村かと思えるのだが、かつて松山集落か

ら要望のあったコンボを村内の集落が行う泥上げ、草刈りに貸し出す方法を土地改良区の大形トラクターのように考えることはできないか。

**村長** 村の建設機械貸出しでは、ミニパワーショベルやミニホイールローダーの貸出しは現在も行っており、集落での泥上げ等に使用していただける。

なお、令和6年第3回議会定例会の一般質問で、1番議員より建設機械への草刈り機器オプシオン導入の提案があり、その際に答弁いたしましたとおり、地域づくり懇談会や農政懇談会の場で意見を伺い、新年度予算に計上するかを検討することとしている。

# 議案の審議

12月議会定例で審議された議案をお知らせします。

## 条例改正等

**昭和村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例**

昭和村消防団の団員数の減少や幹部団員の担い手不足などが深刻化し、消防団の維持が困難な状況になりつつあることから、地域防災力の要である消防団組織の見直しを図り、防災と減災に向けた活動を今後も効果的かつ効率的に維持していくため改正を行う。



昭和村消防団検閲式の様子

**職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

昭和村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

人事院から国会及び内閣に対し、国家公務員の給与並びに期末手当及び勤勉手当を引上げる勧告があり、福島県人事委員会も十月二日に福島県職員の給与並びに期末手当及び勤勉手当を引上げる勧告をしたことから、人事院及び福島県人事委員会の勧告に基づき改正を行う。

**教育委員会委員の任命について**

令和7年2月14日をもって任期満了となる小林さや香氏について、引き続き任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

## 補正予算

専決処分承認を求めることについて

**令和六年度昭和村一般会計補正予算(第四号)**

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ475万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億84,00万9千円とする。

補正内容は、衆議院議員総選挙の執行及び、山岳遭難発生に伴う消防団員の捜索活動対応。

**令和六年度昭和村一般会計補正予算(第五号)**

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,947万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、25億348万5千円とする。

主な補正内容は、条例改正に伴う人件費の増額、庁用自動車購入事業、物価高騰対応重点支援給付金の事業確定による減額補正、放

課後児童クラブ有償ボランティア配置、森林環境譲与税増額交付、浄化センター修繕工事費に伴う繰出金など。

**令和六年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算(第三号)**

主な補正内容は、条例改正に伴う人件費及び、一般被保険者療養給付費。

**令和六年度昭和村介護保険特別会計補正予算(第二号)**

主な補正内容は、条例改正に伴う人件費。

**令和六年度昭和村簡易水道事業会計補正予算(第二号)**

主な補正内容は、条例改正に伴う人件費。

**令和六年度昭和村下水道事業会計補正予算(第一号)**

主な補正内容は、条例改正に伴う人件費及び、上昭和浄化センター1、下昭和浄化センタ

1、大芦浄化センターの機器修繕工事。

## 選挙

令和7年1月25日をもって選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の任期が満了するため、地方自治法第182条第1項の規定により行うもので次の方々が当選された。

任期は4年間。

### 選挙管理委員

野尻 渡部 光雄  
下中津川 舟木 勝志  
大芦 五十嵐正年  
小野川 渡辺 雄喜

### 選挙管理委員補充員

(補充順位順)  
松山 鈴木 和子  
大芦 五十嵐幸三  
小野川 菅家 功  
小中津川 東原 静

# 議案の審議

## 議案の議決結果

12月定例会で審議した議案と、その議決結果です。(審議した順に掲載。)

議案名	議決結果	菅家篤男	羽染豪	小林政一	栗城徳雄	馬場政之	栗城敏郎	馬場栄三	渡部節雄
専決処分の承認を求めることについて (令和6年度昭和村一般会計補正予算(第4号))	承認	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和6年度昭和村一般会計補正予算(第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和6年度昭和村介護保険特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和6年度昭和村簡易水道事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和6年度昭和村下水道事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村教育委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	議長
選挙管理委員の選挙	選挙	○	○	○	○	○	○	○	議長
選挙管理委員補充員の選挙	選挙	○	○	○	○	○	○	○	議長
生活道路舗装に関する要望書	採択	○	○	○	○	○	○	○	議長
「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出について	採択	○	○	○	○	○	○	○	議長
日本政府に対する、パレスチナにおける戦闘の即時停止と人道支援に向けた一層の外交努力を求める意見書の提出に関する陳情書	趣旨採択	○	○	○	○	○	○	○	議長
【議員提出】最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長

※「○」は賛成、「×」は反対、「欠」は欠席、「退」は退席、議長は議決に加わらないため議長採決以外は「議長」と表記。

# 意見書提出

議員提出議案の詳細です。

<p><b>最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について</b></p>	<p>物価高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、賃金引き上げにより消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があり、最低賃金の抜本的改善による底上げが必要である。また、現行の地域別制度は、人口の一極集中や若者の都市部流出の大きな原因となっている。地域別最低賃金改定は、最高の東京都と福島県では、同じ仕事でも時給、年収で格差が生じるなど、最低賃金の大幅引き上げと地域格差をなくす全国一律へ法改正を行うことが喫緊の課題となっている。全国一律制と最低賃金引き上げ実現には、中小企業・小規模事業所への抜本的な支援強化が必要であり、政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と、下請け企業への単価削減・賃下げが押し付けられないように公正取引ルールが実施される指導が必要と考え、内閣総理大臣、厚生労働大臣に対し意見書を提出しました。</p>
--	---

# 地区からの要望について

## 生活道路舗装に関する要望

提出者 喰丸区長

**採択**

**理由**

この村道は、一部区間が改修されていないため、救急車両が通りぬけできず、転回に時間を要している。また、冬期間の除雪にも支障が出るなど、住民は不便をきたしており、村民の安心・安全な生活を確保するため、改修は必要であると判断し採択とした。



喰丸地区村道における現地調査

## 令和7年第1回議会臨時会の議決結果

1月21日に臨時会が開かれました。審議した議案とその議決結果です。

議案名	議決結果	菅家篤男	羽染豪	小林政一	栗城徳雄	馬場政之	栗城敏郎	馬場栄三	渡部節雄
議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
工事請負変更契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和6年度昭和村一般会計補正予算（第6号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長

※「○」は賛成、「×」は反対、議長は議決に加わらないため議長採決以外は「議長」と表記。



2月3日に昭和小学校で行われた「豆まき集会」の様子です。  
3・4年生が企画・運営し、節分の由来の話やクイズなどを行い、年男・年女の子どもたちが豆まきをして、皆の心の鬼を追い出しました。

**表紙写真について**

# 中学生議会傍聴

昭和中学校3年生が議会を傍聴しました。

## 中学生の感想

議会を見るのは2回目だったけど、空気がおもくて重要な話をしていると思いました。村の話をするのは大切そうだなと思いました。

少し内容が難しかったですが、よりよい昭和村にしていくために話し合っていることが伝わりました。



小学校の頃にも一度だけ議会を見に行ったことがありましたが、その頃は難しい話だと思って聞いていたのですが、今回聞いてみて村のことを大切にしようとしていることが伝わってきました。

自分が見ていない所で村の事を真剣に話あっていてかっこいいと思いました。将来は、議会に参加したいです。

## 令和7年第1回定例会のお知らせ

3月7日(金)から11日(火)までの日程で予定されています。  
 一般質問は10日(月)の予定です。お誘いあわせのうえ、ぜひ傍聴においでください。

### 編集後記

今年巳年。蛇という怖い印象を持つ方も多いと思いますが、蛇は脱皮を繰り返して「しなやかに前進し、成長する」と言われています。同じように私達も失敗や困難もあるでしょうが、新たな挑戦の機会として受入れ、蛇のようなしなやかさ、柔軟性を持ち、自分自身を成長させ、さらに一歩前に進みたいと思います。

新しい年を迎え、皆様にとって希望と成長に満ちた一年と成ることを心よりお祈り申し上げます。

(栗城敏郎)

### 編集委員

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 羽染 豪  |
| 副委員長 | 菅家 篤男 |
| 委員   | 栗城 敏郎 |
| 委員   | 馬場 政之 |